

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは、決して許されない、どの子供にもどの学校にも起こりうる問題である。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

児童は、決していじめをしてはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本的施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う啓発活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、キャンペーン活動を実施する。
- ・スクールロイヤーを活用し、いじめやSNSの危険等、法的側面からの問題の予防教育に関する授業を実施する。

#### ② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年2回実施する。
- ・月1回の教育相談日以外にも随時相談活動(相互の要望により)を実施し、児童に関する心配の芽を早期に共有し、対処できるように努める。
- ・教職員は担当学級学年に関わらず、常に全児童へ気配りを有しながら指導に与る。

#### ③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間指導計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・船橋市いじめ防止基本方針及びいじめ対応マニュアルを基に、自校の取組をPDCAサイクルで見直す。

#### ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童を対象に、インターネットに潜む「危険性」について、情報教育やその他の機関において繰り返し指導をする。
- ・保護者を対象にした研修会を年1回実施し家庭において携帯電話やパソコンの利用の仕方・約束について児童と十分に話し合うとともに、その活用状況の把握の仕方についても考えてもらう。
- ・ネットパトロールからの情報を発信し、児童のインターネットの利用状況や問題事例について把握適切な対応を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うために、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。  
【構成員】校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、  
学年生徒指導担当、当該担当教員
- 【活動】アンケート調査、分析並びに教育相談に関する事。  
いじめの予防に関する教育活動の取り組み。いじめ事案に対する対応に関する事。
- 【開催】月1回を定例会とし、深刻ないじめ事案発生時は緊急開催とする。  
※学校が単独では解決が困難な事案が発生した場合、迅速にスクールロイヤーより法的側面から助言を得る。

### ② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間の争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・管理職と相談の上で対応にあたり、その情報は常に校内で共有化しておく。
- ・「観衆」や「傍観者」については見て見ぬふりをするのは加害者という自覚を持たせ、人間として正しいことを主張する大切さを徹底して指導する。

### ③ 経過観察と再発防止

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。『いじめに係る行為が止んでいること』、『いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと』
- ・解消したと即断せず、継続的に経過観察を行い、再発防止に努める。
- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を図る。

## (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会及び、他関係機関、所轄警察署に報告すると同時に、相互に連携しながら対処する。
- ② 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。  
(個人のプライバシーへの配慮に留意する)
- ⑤ 児童や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

## (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みのこと
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関する事